

■ベトナム法整備支援第58回本邦研修

平成29年11月22日（水）から同月30日（木）までの間、東京において、ベトナム司法省民事判決執行総局の職員等10名を対象に「ベトナム法整備支援第58回本邦研修」を実施しました。

ベトナムでは、我が国の支援等により、2014年、民事執行の在り方について規定する法規範文書（ベトナムにおける広義の法令）である民事判決執行法が成立しましたが、社会情勢の変化に伴い、民事判決執行の実務において効率性及び実効性を確保することが課題となっており、現行の法整備支援プロジェクトにおける成果目標の一つにも裁判・執行実務の能力向上が挙げられています。

そこで、ベトナムにおいて民事執行を所管する司法省から、日本における民事執行の法制度及び実務についての知見の提供を求められたほか、民事執行の実効性を確保する上で重要な制度である不動産登記制度や不動産鑑定士制度についての知見の提供を求められ、本研修を実施しました。



【当部梅本教官による日本の民事執行・保全法の講義の様子】



【立命館大学法科大学院平野哲郎教授（左）とゲン司法省民事判決執行局副総局長】



【不動産鑑定士協会連合会山下氏による講義の様子】



【ディスカッションで研修員が意見を述べている様子】



【千葉地方法務局で古い登記や公図を見学している様子】

本研修では、上記写真の講義・見学のほか、民事執行の実務などを学ぶため、最高裁判所及び東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）などを訪問し、民事執行実務や執行官の業務等について説明を受け、意見交換を実施したほか、不動産登記に関する講義や千葉地方法務局の見学を実施しました。

このように、法制度のみならず実務に関する講義、見学、意見交換など様々なプログラムを通じて研修員に日本の知見を提供したところ、研修員たちは、日本の民事執行実務に強い関心を持ち、ベトナムにおける実務改善に向けて積極的に発言・質問をするなど、大変充実した研修となりました。